

**熊本県告示第 993 号**

身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 19 条の 2 第 1 項に規定する医療機関を次のとおり指定した。

平成 14 年 12 月 25 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

医療機関名	所在地	担当すべき医療の種類	指定年月日
武内医院	鹿本郡鹿本町来民 693	腎臓	平成 14 年 12 月 16 日
とよかわ薬局	下益城郡松橋町南豊崎 593-4	調剤	平成 14 年 12 月 16 日
とみあい薬局	下益城郡富合町田尻 294-1	調剤	平成 14 年 12 月 16 日
へきすい薬局	阿蘇郡阿蘇町黒川 1482-4	調剤	平成 14 年 12 月 16 日
エビス薬局	八代市竹原町 1456-1	調剤	平成 14 年 12 月 16 日
ひまわり薬局	八代市植柳上町 5711-2	調剤	平成 14 年 12 月 16 日
さくら調剤薬局八代店	八代市松江城町 3-3	調剤	平成 14 年 12 月 16 日
南光薬局	牛深市牛深町 2061-9	調剤	平成 14 年 12 月 16 日

**熊本県告示第 994 号**

漁業災害補償法（昭和 39 年法律第 158 号）第 108 条第 5 項において準用する同法第 105 条の 2 第 3 項の規定による届出があり、同条第 1 項に規定する要件に適合すると認められるので、同条第 4 項の規定により、次のとおり告示する。

平成 14 年 12 月 25 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

義務加入が成立した加入区の区域	漁 業 の 区 分
田浦漁業協同組合の地区	主として太刀魚釣りを営む漁業

**熊本県告示第 995 号**

家畜商法（昭和 24 年法律第 208 号）第 4 条の 2 第 1 項の規定により、家畜商講習会を次のとおり開催する。

平成 14 年 12 月 25 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 講習会の目的  
家畜の取引業務に関し、必要な知識を習得させる。
- 2 講習の対象者  
家畜商の免許を受けて家畜の取引業務に従事しようとする者
- 3 講習会の期日及び場所
  - (1) 講習会の開催日時  
平成 15 年 2 月 13 日（木）及び 14 日（金）  
午前 9 時から午後 5 時まで
  - (2) 講習会の開催場所  
熊本県家畜商業協同組合  
下益城郡松橋町浦川内字柳原 1641-1
- 4 講習の内容

科 目	時間数	備 考
家畜の取引に関する法令	4 時間	家畜商法、家畜取引法等
家畜の品種及び特徴	4 時間	
家畜の悪癖、機能障害及び疾病	6 時間	

- 5 受講の申込方法
  - (1) 受講しようとする者は、家畜商講習会受講申込書（別記様式）に講習会受講手数料 3,300 円（熊本県収入証紙）及び写真（ライカ版）2 葉を添えて、平成 15 年 1 月 21 日までに所管地域振興局長（熊本市にあっては、熊本農政事務所長）に提出すること。
  - (2) 受講の申込みをした者には、受講票を交付する。
  - (3) 納付した手数料は、返還しない。
- 6 修了証明書の交付